

参 加 要 領

第1条 記1の業務内容について「企画案の募集」に参加を希望する者は、記4(1)に掲げる提出書類を、記5(1)の提出場所に、記5(2)①の提出期限までに、記5(3)の方法により提出することをもって参加を申し込むこと。

記5(2)①の提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は十分な余裕をもって早めに送付すること。

第2条 企画案を提出しようとする者は、記4(2)に掲げる提出書類を、記5(1)の提出場所に、記5(2)②の提出期限までに、記5(3)の方法により提出すること。

記5(2)②の提出期限までに到達しない企画書等は無効とするので、郵送により提出する場合は十分な余裕をもって早めに送付すること。

第3条 提出書類の記載にあたっては、記4(3)に留意して記載すること。

第4条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

第5条 「企画案の募集」に関する公告に記載されている事由の他、次に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。

(1)本要領の規定に違反する参加申込み

(2)その他契約担当者が提出書類不完全と認めたもの

第6条 提出書類は、記6のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。

第7条 契約にあたっては、審査の結果選定された企画書の全てを採用するものではない。

第8条 本要領に定めのない事項は全て会計法規に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件 名 令和8年度標準共済システムの保守・改修等実施支援業務

内 容 「共済業務・システム最適化計画(平成16年7月30日CIO連絡会議決定)」に基づき設計・開発された標準共済システムの保守・改修等の以下の実施支援業務

- ① 標準共済システムの保守等の実施支援
- ② 標準共済システムの改修等の実施支援
- ③ 標準共済システムの共同コンピュータセンタ等の運用に関する支援
- ④ 標準共済システムの間接サーバ対応改修等に関する支援
- ⑤ 標準共済システムのマイナンバーカード・保険証一体化対応に関する支援

- ⑥ 標準共済システムの電子申請化対応改修等に関する支援
- ⑦ 標準共済システム（第三世代）の構築に関する支援
- ⑧ 標準共済システムの高額療養費区分細分化対応に関する支援

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 納入物

別添の実施要領4. を参照のこと

4. 提出書類及び部数

(1) 参加申込み時の提出書類

申込書（別紙1の様式に沿った適宜の書式） 1部

(2) 企画案提出時の提出書類

企画書（別紙2の様式に沿った適宜の書式） 6部

- ① 「標準共済システムの保守・改修等実施」支援方法
- ② 支援体制
- ③ コンサルタント担当者の履歴
- ④ 法人及びコンサルタント担当者における実績
- ⑤ 会社概要
 - (a) 資本金
 - (b) 株主（上位10名を記載）
 - (c) 業務提携先
 - (d) 従業員数
 - (e) 情報処理技術者資格取得者数

⑥ 企画を実現するために必要となる費用及び内訳

予算の上限を3億3,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上記1. 業務内容に掲げる①～⑧の業務ごとの詳細な経費内訳書

⑦ その他特記事項

(3) 留意事項

提出された企画書等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画書等は返却しない。

企画書等には、営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各社の企画書等は非公開とする。

5. 提出場所及び期限等

(1) 提出場所、連絡先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館20階

厚生労働省第二共済組合（厚生労働省医政局医療経営支援課職員厚生室）

電話 03-5253-1111

内線 2669, 2670（担当 松井・森田）

(2) 提出期限

- ① 参加申込み 令和8年2月26日(木)午後5時(必着)
- ② 企画案の提出 令和8年3月3日(火)午後5時(必着)

(3) 提出方法

直接提出(郵送での提出も可とするが、未着の場合の責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。)

ただし、平日の午前10時から正午、午後1時から午後5時以外の時間及び土・日曜日、祝日の受付は行わない。期限を過ぎた提出は無効とする。

6. 選定基準

選定にあたっては、提出された書類に基づいて審査を行い、ヒアリングを行った上で、企画募集の趣旨に最も合致し、優秀な企画案を提出した1社を選定する。

必要に応じ、当該企画書等による説明として、1社あたり20分程度のプレゼンテーション(説明、質疑応答それぞれ10分程度)を実施することがある。日程は別途連絡する。

7. 留意事項

(1) 参加可能な業者の条件

情報システムの調達の公平性を確保するため、「令和6年度標準共済システムの保守・改修等実施支援業務」の参加可能な業者は、次の①から⑤までに該当しない会社とする。

- ① 標準共済システムの設計・開発、保守等業者
- ② 上記①の親会社
- ③ 上記①の子会社
- ④ 上記①と同一の親会社を持つ会社
- ⑤ 上記①の委託先事業者

(2) ドキュメントの閲覧

標準共済システムの「保守ガイドライン」、「運用管理設計書」等のドキュメントの閲覧を希望する場合は、別紙3のドキュメントの閲覧要領によるものとする。

以 上